

平成 27 年 10 月 15 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

市長としての教育行政への姿勢に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

市長としての教育行政への姿勢

2 質問の要旨

1. 教職員の人事異動に関する基準ならびに教科書採択に関する基準をあえて教育大綱に盛り込まない旨を鎌倉市総合教育会議にて、表明した其々の理由を明らかにせよ。
2. 首長の教育大綱の策定が可能となった意義について、市民の代表たる松尾市長はどのように受け止めて、活かしていく方針か。
3. 他方、首長が、上記基準について関与しないことによる政策的効果とは、何か明らかにせよ。
4. 市長は義務教育に於ける近現代史教育について、鎌倉市に於いてどのように展開されることが望ましいと考えるのか。現状の鎌倉市の近現代史教育の機会点は何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 20 日まで) ・ 無

(理由：教育こどもみらい常任委員会にて質問の実施を検討する為。)